

2021 年 2 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号

ヒューリック株式会社

代表取締役社長 吉留 学

東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号

ヒューリックホテルマネジメント株式会社

代表取締役社長 高橋 則孝

ヒューリック株式会社（以下「HLC」という。）及びヒューリックホテルマネジメント株式会社（以下「HHM」という。）は、HLC を吸収分割会社、HHM を吸収分割承継会社として、両社の間において 2020 年 11 月 24 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件分割契約」という。）に基づき、2021 年 2 月 1 日を効力発生日として、HLC の事業のうち観光ビジネスにおけるホテル及び旅館の経営・運営・企画・推進等に係る事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を HHM に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施いたしました。

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定に基づき開示する本吸収分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 2 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本吸収分割は、HLC にとって会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 但書の規定により、同法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権は認められておりません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、HLCにとって会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定により、HLCの株主には株式買取請求権は認められておらず、同法第785条第3項但書の規定により、同法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

HLCには、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権は存在しないため、同法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本吸収分割において、HLCはHHMに債務を承継しないため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

HHMの株主はHLCのみであるため、会社法第796条の2の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、HHMにとって会社法第796条1項本文に定める略式吸収分割に該当するため、同法第797条第2項第2号括弧書の規定により、HHMの特別支配会社である株主には株式買取請求権が認められていないところ、HHMの株主は特別支配会社であるHLCのみであることから、同法第797条第3項括弧書の規定により、第797条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

HHMは、会社法第799条第2項の規定に基づき、同社の債権者に対して同条第2項所定の事項につき2020年12月4日付で官報公告を行うとともに、同日付で知れている同社の債権者に対して個別の催告を行いました。同条第1項に基づく異議を申述した債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

HHMは、効力発生日である2021年2月1日をもって、本件分割契約の定めに従い、HLCから本件分割契約に記載された本事業に属する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、HHMがHLCから承継した資産の額は15,904百万円（ただし、概算値）です。

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 2 月 1 日付で変更登記の申請を行いました。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

- ・ HHM は、HLC に対して、本吸収分割に際し、一切の対価を交付していません。
- ・ 本吸収分割の結果、HHM の資本金及び準備金の額に変動はありません。

以 上